指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の411に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の421に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の396に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の406に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の341に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の277に相当する単位数

（削る）

同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位数